

旅行条件書/国内(募集型企画旅行)

本条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。
お申し込みの際には、必ずこのご旅行条件書を十分にお読みください。（保存・プリントアウトしてご確認ください）

1. 募集型企画旅行契約

- 1) この旅行は、三陸鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 2) 旅行契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書・出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。
- 3) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、最終旅行日程表に記載される発地を出発（集合）してから、当該着地に帰着（解散）するまでとなります。

2. 旅行のお申し込み・ご予約と契約成立時期

- 1) 旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は、「旅行代金」または「取消料」、「違約料」のそれぞれ一部として取扱います。
- 2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段（以下「電話等」といいます。）による旅行契約のお申し込みを受付けることがあります。この場合契約はご予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して 3 日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いをしていただきます。
- 3) 申込金の額は以下の通りです。（おひとり）

旅行代金	30,000 円未満	30,000 円以上 60,000 円未満	60,000 円以上
お申込金	5,000 円	10,000 円	20,000 円

- 4) 当社とお客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものといたします。

3. お申し込み条件

- 1) 20 歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- 2) 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 3) 旅行のお申し込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、おからだの不自由な方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合医師の健康診断書を提出していただく場合がございます。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担といたします。当社は、現地事情や関係機関などの状況などにより、旅行の安全かつ円滑な

実施のために、介護者などの同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合がございます。

- 4) 当社は、本項 1) 2) 3) の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、1) 2) はお申し込みの日から、3) はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
- 5) お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療を必要とすると当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- 6) お客様のご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。ただし、コースにより別途条件でお受けすることもございます。
- 7) 他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
- 8) その他当社の業務上の都合がある時には、お申し込みをお断りする場合がございます。

4. 契約書面と最終旅行日程表

- 1) 第 2 項 4) に定める契約の成立後は、本旅行条件書は契約書面の一部となります。
- 2) 当社はあらかじめ本項 1) の契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時刻・場所、利用する運送機関、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。また、最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までにお支払いいただきます。尚、14 日前以降にお申し込みされた場合は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の摘要

- 1) 参加されるお客様は、特に注釈がない場合、旅行開始日当日を基準に満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）12 歳未満の方は小人代金が適用となります。
- 2) 旅行代金は、各コース毎に表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金、旅行取扱料金、消費税等諸税。
- 2) 添乗員同行コースの添乗員同行費用
上記の費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻はいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

前 7 項以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- 1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
- 2) コースに含まれない交通費、見学料、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税（消費税等諸税）・サービス料
- 3) ご希望者のみ参加されるオプションプラン（別途料金の小旅行）の代金等
- 4) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

10. 旅行代金の変更

- 1) 当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 2) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額いたします。
- 3) 第9項の事由により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額することがあります。

11. お客様の交替

- 1) お客様は、当社の定める申し込み期限内において、あらかじめ当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合お客様は所定の事項を記入のうえ、交替に要する所定の金額（取消料と同率）の手数料をお支払いいただきます
- 2) 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方がこの旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお、当社は申し込み期限・空席状況などによりお客様の交替をお断りすることがあります。

12. お客様による旅行契約の解除

- 1) 旅行開始前
 - ア) お客様は、第13項に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。
 - イ) お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - ア) 契約内容の重要な変更が行われたとき
 - イ) 第10項に基づき旅行代金が増額されたとき
 - ロ) 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の

安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

d) 当社がお客様に対し、最終旅行日程表を別途規定する日までにお渡ししなかったとき。

e) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

ウ) 当社は本項 1) のア) により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払戻いたします。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項 1) のイ) により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻いたします。

2) 旅行開始後

お客様の責に帰さない事由により旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち不可能となった旅行サービスの提供にかかる部分から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

13. 取消料

1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。尚、複数人数のご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは 1 室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消日	取消料	
旅行開始の前日から 起算してさかのぼって	1) 21 日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあては 11 日目)	無料
	2) 20 日目以降 8 日目にあたる日まで (日帰り旅行にあては 10 日目)	旅行代金の 20%
	3) 7 日目以降 2 日目にあたる日まで	旅行代金の 30%
	4) 旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
	5) 旅行当日	旅行代金の 50%
	6) 旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%

(2) オプションプランも上記の取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし、旅行開始後の取消料は 100%となります。

(3) 当社の定める申し込み期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程中の一部を変更される場合にも取消とみなし、上記の取消料が適用されます。

(4) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。

14. 当社による旅行契約の解除および催行中止

1) 旅行開始前

- ア) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- イ) 当社は次にあげる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- a) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b) お客様の病気、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - c) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。
 - d) お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e) お客様の人数が、募集パンフレットまたはホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
 - f) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しない時、あるいはその恐れが極めて大きいとき
 - g) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

ウ) 当社は本項 1) のイ) により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金（あるいはお申込金）の全額を払戻いたします。

2) 旅行開始後

- ア) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻をいたしません。
- イ) 旅行開始後であっても当社は次にあげる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - b) お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施する為の添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c) 天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。

ウ) 当社が本項 2) のイ) の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものといたします。

エ) 解除の効果及び払戻

本項 2) のイ) により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払戻いたします。

オ) 本項 2) イ) の a) 、 c) により当社が旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻る為の必要な手配をいたします。

15. 旅行代金の払戻

当社はお客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、次のとおり払戻いたします。

- 1) 旅行開始前の旅行契約解除による払戻は、解除の翌日から起算して7日以内に払戻いたします。
- 2) 旅行開始後の旅行契約解除及び旅行代金減額分の払戻は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。

16. 添乗員

- 1) 添乗員が同行する旨を表示したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 2) 現地添乗員が同行する旨を表示したコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項1)における添乗員の業務に準じます。
- 3) 個人型プランは添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 4) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- 5) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

17. 当社の責任及び免責事項

- 1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、当社は上記の責任を負うものではありません。
 - (1) 天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (2) 運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (3) 官公署の命令、または伝染病による隔離
 - (4) 自由行動中の事故
 - (5) 食中毒
 - (6) 盗難
 - (7) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等またはこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮
- 3) 当社は、手荷物について生じた本項1)の損害については、本項1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失ある場合は除く）として賠償いたします。

18. 特別補償

- 1) 当社は第17項1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行約款により、お客様が国内募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金及び見舞金を、又、手荷物に対する損害につきましては、損害補償金をお支払いいたします。ただし当社は現金、クレジットカード、クーポン券、航空券、その他約款の別紙「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償いたしません。

- 2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、法令に違反するサービス提供の受領、 疾病などの他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ボブスレー、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー等など）、山岳登坂(ピッケル等登山用具を使用するもの)、ゴーカート、スノーモービル等の他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項 1) の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
- 3) 当社が本項 1) に基づく補償金支払い義務と第 17 項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

19. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

20. 旅程保証

- 1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし、次の(1)、(2)、(3)で規定する変更を除きます。）は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様にお支払いいたします。ただし、当該変更について当社に第 17 項 1) の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部としてお支払いいたします。
- (1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします。）。
- (a) 旅行日程に支障もたらす悪天候、天災地変。
 - (b) 戦乱。
 - (c) 暴動。
 - (d) 官公署の命令。
 - (e) 欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などのサービス提供の中止。
 - (f) 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供。
 - (g) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置。
- (2) 第 12 項から第 14 項までの規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- (3) 募集パンフレットまたはホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- 2) 本項 1) の規定にかかわらず、当社がひとつの募集型企画旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に 15%を乗じて得た額を上限といたします。また、ひとつの募集型企画旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- 3) 本項 1) 2) に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はおお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合がございます。
- 4) 当社が本項 1) の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第 17 項 1) の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ 1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に 通知した場合
(1)募集パンフレットまたはホームページに記載した旅行開始日または終了日の変更	1.5%	3.0%
(2)募集パンフレットまたはホームページに記載した入場する観光地または観光施設 (レストランを含みます。)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
(3)募集パンフレットまたはホームページに記載した運送機関の等級または設備のより 低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した 等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
(4)募集パンフレットまたはホームページに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5)募集パンフレットまたはホームページに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
(6)募集パンフレットまたはホームページに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、 又は景観の変更	1.0%	2.0%
(7)上記の(1)～(6)に掲げる変更のうち募集パンフレットまたはホームページのツア ー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他旅行サービスの場合 1 該当事項毎に 1 件といたします。

注 2：(3)または(4)に掲げる変更にかかわる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱いいたします。

注 3：(4)または(6)もしくは(7)に掲げる変更が 1 乗車船または 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船または 1 泊につき 1 件として取り扱いいたします。

注 4：(7)に掲げる変更については、(1)～(6)の料率を適用せず、(7)の料率を適用いたします。

21. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレット又はホームページ等に明示した日付となります。

22. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様が申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

その他、当社は以下 1～5 にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- 1) 当社及び当社らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- 2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い

- 3) アンケートのお願い
- 4) 特典サービスの提供
- 5) 統計資料の作成

23. その他

- 1) お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- 2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内する場合がございますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- 3) 天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担となります。
- 4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 5) お客様のご都合による航空便の変更・行程変更はできません。

24. 国内旅行保険加入へのおすすめ

安心してご旅行していただくため、お客様ご自身で保険をかけられるようおすすめいたします。